

口 当該連結親法人及びその各連結子法人の給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較給与等支給額の合計額以上であること。

ハ 当該連結親法人及びその各連結子法人が、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

二 次に掲げる場合の区分に応じそれ次に定める金額

イ 当該適用年度の基準雇用者割合が百分の八以上であること又は当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係る法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）開始の日の前日における雇用者（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数の合計が零であることにつき、政令で定めるところにより証明がされた場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 六十万円に、当該連結親法人及びその各連結子法人（認定事業者であるものに限る。）及び口において同じ。）の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計（当該地方事業所基準雇用者

数の合計が当該適用年度の第四項第十二号に規定する基準雇用者数の合計を超える場合には、当該基準雇用者数の合計。^{(2)(i)及び(ii)}において同じ。）のうち、当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人又はその連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。^{(2)(i)及び(ii)}において「調整地方事業所基準雇用者数」という。）のうち、当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数をいう。^{(2)及び口(1)(ii)}において同じ。）の合計に達するまでの数（口(1)及びハ(1)において「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額

⁽²⁾ 五十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

⁽ⁱ⁾ 当該連結親法人及びその各連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の新規雇用者総数（当該新規雇用者総数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の調整地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該調整地方事業所基準雇用者数。^{(i)及び(ii)}において同じ。）から当該連結親法人又はその連結子法人の

当該適用年度の特定新規雇用者数を控除した数（口(2)(ii)において「非特定新規雇用者数」という。）のうち当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てた数。（ii）において同じ。）に達するまでの数をいう。（ii）及び口(2)(ii)において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）

(ii) 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数（調整地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数をいう。口(2)(iv)において同じ。）の合計（当該合計が当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数の合計から当該連結親法人及びその各連結子法人の個別特定新規雇用者数の合計及び個別非特定新規雇用者超過数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数の合計及び個別非特定新規雇用者超過数（当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の新規雇用者総数から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の特定新規雇用者数を控除し、これから当該新規雇用者総数の百分の四十に相当する数を控除し

た数をいう。) の合計を控除した数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数)

口 当該適用年度の基準雇用者割合が百分の五以上であることにつき政令で定めるところにより証明
がされた場合(イに掲げる場合を除く。) 次に掲げる金額の合計額

(1) 三十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(i) 特定新規雇用者基礎数

(ii) 特定新規雇用者基礎数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型特定新規雇用者数(当該連結親法人又はその連結子法人で、当該適用年度開始の日から起算して二年前の日から当該適用年度終了の日までの間に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。)について計画の認定を受けたものの個別特定新規雇用者数のうち当該計画の認定に係る特定業務施設(ii)及び(2)において「移転型特定業務施設」という。)において当該適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数(2)(ii)において「移転型特定新規雇用者数」という。)に達する

までの数をいう。）の合計に達するまでの数

(2) 二十万円に、次に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

(i) イ(2)(i)に掲げる数

(ii) (i)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非特定新規雇用者数

（当該連結親法人又はその連結子法人が受けた計画の認定に係る移転型特定業務施設において当該適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数（iv）において「移転型新規雇用者総数」という。）から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型特定新規雇用者数を控除した数のうち当該連結親法人又はその連結子法人の非特定新規雇用者数に達するまでの数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の個別対象非特定新規雇用者数を超える場合には、当該個別対象非特定新規雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数に一・五を乗じた数

(iii) イ(2)(ii)に掲げる数

(iv) (iii)に掲げる数のうち当該連結親法人及びその各連結子法人の個別移転型非新規基準雇用者数（移転型特定業務施設のみを当該連結親法人又はその連結子法人の事業所とみなした場合における当該適用年度の基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から当該連結親法人又はその連結子法人の移転型新規雇用者総数を控除した数（その数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の個別非新規基準雇用者数を超える場合には、当該個別非新規基準雇用者数）をいう。）の合計に達するまでの数に一・五を乗じた数

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 次に掲げる金額の合計額

- (1) 三十万円に、特定新規雇用者基礎数を乗じて計算した金額
- (2) 二十万円に、イ(2)(i)及び(ii)に掲げる数の合計を乗じて計算した金額

第六十八条の十五の二第二項を同条第一項とし、同条第三項中「もの」の下に「前条第一項の規定（同項の規定に係る第六十八条の四十第一項若しくは第四項又は第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この項において同じ。）又は前条第二項の規定の適用を受ける連結事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用があるもの（以下

この項において「要件適格連結法人」という。」及び「（当該各号に掲げる連結法人にあつては、」を「（要件適格連結法人にあつては同条第一項の規定又は同条第二項の規定の適用を受ける連結事業年度とし、当該各号に掲げる連結法人にあつては」に、「連結事業年度」）を「連結事業年度とする。」に、「地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（同項第一号）」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第十七条の二第一項第一号）」に、「同条第三項の認定」を「計画の認定」に、「雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行つている場合（第一項に規定する政令で定める事業を行つてている場合を除く。）」を「前項第一号ハに掲げる要件を満たす場合」に改め、「連結子法人（認定事業者であるものに限る）の下に「以下この項においてそれが「認定連結親法人」及び「認定連結子法人」という」を加え、「」の合計を乗じて計算した金額」を「以下この項において「連結内地方事業所特別基準雇用者数」という。」の合計を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同法第五条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には、二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結親法人及びその各認定連結子法人の当該適用年度の連結内地方事業所特別基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額）」に改め、「連結法人（認定

事業者であるものに限る」の下に「以下この項において「認定連結法人」という」を加え、「当該連結法人」を「当該認定連結法人」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に、「を乗じて計算した金額」を「以下この項において「加入法人地方事業所特別基準雇用者数」という。」を乗じて計算した金額（当該計画の認定に係る特定業務施設が同条第四項第五号ロに規定する準地方活力向上地域内にある場合には二十万円に当該特定業務施設に係る当該認定連結法人の当該適用年度の加入法人地方事業所特別基準雇用者数を乗じて計算した金額とし、「に、「百分の三十」を「百分の二十」に、「当該政令で定めるところにより計算した金額」を「その超える部分の金額を控除した金額とする。」に改め、「第一項若しくは」を削り、同項第一号中「連結事業年度に」を「第四十二条の十一の三第一項の規定（同項の規定に係る第五十二条の二第一項若しくは第四項又は第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項若しくは第十二項の規定を含む。以下この号において同じ。）若しくは第四十二条の十一の三第二項の規定の適用を受けた事業年度においてその適用を受けないものとしたならば第四十二条の十二第一項の規定の適用があるもの又は連結事業年度に」に、「第四十二条の十二第二項」を「同項」に、「その」を「第四十二条の十一の三第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は第四十二条の十二第一項

の規定の」に改め、同項第二号中「連結事業年度に」を「前条第一項の規定若しくは同条第二項の規定の適用を受けた連結事業年度に該当する事業年度においてその適用を受けないものとしたならば前項の規定の適用がある連結法人（当該事業年度終了の日において当該連結親法人との間に連結完全支配関係がないものに限る。）又は連結事業年度に」に、「前項」を「同項」に、「その」を「同条第一項の規定若しくは同条第二項の規定又は前項の規定の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と」「三十万円」とあるのは「三十万円に当該適用年度に係る連結親法人事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」とする」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「連結親法人事業年度が平成二十三年四月一日から平成三十年三月三十日までの間に開始する各連結事業年度（）を削り、「が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十九号）の施行の日から平成三十年三月三十日までの間に地域再生法第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（第七号及び第十二号において「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）」を「で、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項の認定（以下この項において「計画の認定」という。）」を「計画の認定」に、「法人に該当する場合には、当該連

結親法人及びその各連結子法人の当該各連結事業年度以外の連結事業年度のうち当該連結親法人又はその連結子法人」を「もの」に改め、「を含む。」を削り、同項第五号を削り、同項第四号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定業務施設 地域再生法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設で、同法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る計画の認定をした同条第一項に規定する認定都道府県知事が作成した同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画に記載されている同号イ又はロに掲げる地域（当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が同法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に関するものである場合には、同号に規定する地方活力向上地域）において当該認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従つて整備されたものをいう。

第六十八条の十五の二第五項第六号を削り、同項第七号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「係る特定業務施設」の下に「（第八号及び第九号において「適用対象特定業務施設」という。）」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一

号を加える。

七 特定雇用者 次に掲げる要件を満たす雇用者をいう。

イ 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人との間で労働契約法第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第六十八条の十五の二第五項第八号を次のように改める。

八 特定新規雇用者数 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第五項第十二号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前号」を「第十一号」に、「百分の三十」を「百分の二十」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号中「次号」を

「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 基準雇用者割合 連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計の第五号の適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の前日における当該連結親法人及びその各連結子法人の雇用者（当該連結親法人事業年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除く。）の数の合計に対する割合をいう。

第六十八条の十五の二第五項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 新規雇用者総数 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、適用対象特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第六十八条の十五の二第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 第一項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度については、適用しない。

一 前条第一項又は第二項の規定

二 前条第一項の規定に係る第六十八条の四十第一項又は第四項の規定

三 前条第一項の規定に係る第六十八条の四十一第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定
第六十八条の十五の二第七項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同条第八項中「から第三
項まで」を「及び第二項」に改め、「特定地域基準雇用者数、」を削り、同条第九項中「第五項から」を
「第四項から」に改め、「又は第二項」を削り、「第五項第一号」を「第四項第一号」に、「第四項」を
「第三項」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用がある場合について
準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、
「第六十八条の十五の二第一項及び第二項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の三第四項を次のように改める。

4 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条

の十五の三第一項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の三第五項中「第二項及び第三項」を「前三項」に改める。

第六十八条の十五の四第五項中「第六十八条の十第五項」を削り、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十一項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十九条の十五の四第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の四第五項」とする。

第六十八条の十五の四第十三項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適

用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第六十八条の十一第十三項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十三項第一号中「第五項」とあるのは、「第六十八条の十五の四第五項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の五第一項中「第十三条第四項」を「第十三条第三項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十第五項」を削り、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 第六十八条の九第十二項及び第十三項の規定は、第二項又は第三項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第三項、第六項及び第七項」とあるのは、「第六十八条の十五の五第二項及び第三項」と読み替えるものとする。

12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法第八十一条の十三の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項（中小連結

法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五の五第五項」とする。

第六十八条の十五の五第十三項中「第十項」を「前項」に改め、「ほか、」の下に「第五項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関する事項その他」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13 第六十八条の十一第十三項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十三項第一号中「第五項」とあるのは、「第六十八条の十五の五第五項」と読み替えるものとする。

第六十八条の十五の六の見出しを「(給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の法人税額の特別控除)」に改め、同条第一項を次のように改める。

連結法人が、各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度(次項及

び第三項において「連結親法人事業年度」という。)が平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十日までの間に開始するものに限るものとし、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。)において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、当該連結事業年度において第一号及び第二号に掲げる要件を満たすとき(当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の雇用者給与等支給額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の比較雇用者給与等支給額の合計額以下である場合を除く。)は、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額(第六十八条の九第八項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項及び次項において同じ。)から、当該雇用者給与等支給額の合計額から当該比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額(当該連結事業年度において第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額)の百分の十五(当該連結事業年度において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十)に相当する金額(以下この項において「税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得

に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 当該連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二 当該連結親法人及びその各連結子法人の国内設備投資額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十に相当する金額以上であること。

三 当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。）の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の比較教育訓練費の額の合計額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額の合計額に対する割合が百分の二十以上であること。

第六十八条の十五の六第六項を削り、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち同項の」を削り、「から同項の」を「から」に改め、「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者給与等支給額の合計額及び継続雇用者比較給与等支給額の合計額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする連結事業年度」を「各連結事業年度」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号イ中「当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額」を「その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号ロを次のように改める。

□ 前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。） その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

第六十八条の十五の六第二項第六号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額 連結親法人及び」を「継続雇用者給与等支給額 連結親法人又は」に、「の適用年度の」を「ごとに、」に、「（当該適用年度）」を「（当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度）」に改め、「いう。」の下に「の期間内の各月」を加え、「給与等の支給を」を「当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び次号」を「同号」に改め、「」に対する」の下に「当該適用年度の」を加え、「の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 繼続雇用者比較給与等支給額 前号の連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、継続雇用者に対する前連結事業年度等の給与等の